2020年５月

**新型コロナウイルス対策　社内ガイドライン**

総務部

**１　出勤のルール**

**（本人）**

　　　　３７．５度以上の発熱又は風邪の症状がある場合、その他国の発表するＰＣＲ検査の条件に当てはまる場合は出勤を控えること

　　　　かかりつけ医などに症状を電話等で連絡し、指示に従う。（受診先の紹介等）

　　　　医師の診断で許可が下りる（コロナ感染の疑いが低いとの診断）までは出勤を控

えること

**（同居の家族）**

　　　　同居する家族が感染の疑いある場合（国の発表するＰＣＲ検査の条件が当てはまる場合）も社員は出勤を控え、かかりつけ医などに連絡し指示に従う。（受診先の紹介等）

医師の診断で許可が下りる（家族がコロナ感染の疑いが低いとの診断）までは出勤を控えること。感染が疑わしい場合は家族のＰＣＲ検査の実施を医師等に依頼し、ＰＣＲ検査実施の報告を所属長経由で総務部長に連絡する。

検査の結果が判明するまで原則その社員は出勤を控えること。検査の結果は所属長経由で総務部長に報告する。陰性の場合は出勤停止を解除する。陽性の場合は最低２週間は自宅待機を命じ、自宅所在の保健所の指示に従う。

**２　社内で感染者（陽性）が発生した場合の対応ガイドライン**

1. ＰＣＲ検査

社員がＰＣＲ検査を実施することが判明した場合は直ちに所属長経由で総務部長に報告する。検査の結果が判明するまでその社員は自宅待機する。

　　　　検査の結果は直ちに所属長経由で総務部長に報告する。

　　　　陰性の場合でも更に５日間は出社を控えること

　　　　陽性の報告を受けた場合は直ちにＫＳメンバーで共有する。

1. 保健所への連絡

各事業所の責任者が窓口となり事業所管轄の保健所に連絡を入れる

1. 消毒作業の実施

　　　　保健所のアドバイスに従い社内の消毒作業を行う。

作業は原則保健所から紹介された専門の業者に依頼する。消毒の範囲は感染者の行動範囲を保健所に伝え指示を受け決める。消毒作業期間中、消毒範囲に該当する社員は原則自宅待機する。

1. 濃厚接触者の特定

保健所の調査に従い濃厚接触者の特定が行われる（保健所が決める）

濃厚接触者は原則２週間は出勤を禁止し、自宅所在の保健所から連絡が入るのでＰＣＲ検査の受診など指示に従う。

1. 取引先等への通知

必要な場合は接触可能性のある取引先等に文書で通知する。ひな型は総務部で用意しておく。該当部門より接触可能性のある取引先に文書をメール等で通知する。

1. 感染者への配慮

　感染した社員への差別、偏見が発生しないように配慮に努める。個人名が社外に

漏れないように注意する。

1. 各部門の事前の準備

　各部門、フロアの座席見取り図を作成しておく（保健所の調査に備え）

部門内の夜間休日中の緊急連絡体制を整えておく（含む派遣会社の担当連絡先）

以上